

一 信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件（昭和四十三年大蔵省告示第七十一号）

改 正 案

現 行

信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第八条第一項の規定に基づき、信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を次のように指定する。

信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第八条第一項の規定に基づき、信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を次のように指定する。

一 信用金庫法施行令（以下「令」という。）第八条第一項第二号に定める事業者が会員であつた期間 三年以上

一 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（以下「令」という。）第八条第一項第二号に定める事業者が会員であつた期間 三年以上

二 令第八条第一項第二号に定める資金の貸付け及び手形の割引を行う期間 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

二 令第八条第一項第二号に定める資金の貸付け及び手形の割引を行う期間

イ・ロ （略）

イ・ロ （略）

三 令第八条第一項第三号に定める金額 一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額七百万円（信用金庫が地方公共団体から資金の預託を受けて会員たる資格を有する者に対して行う当該資金の貸付けについては、一人当たりの資金の貸付けの額七百万円）

三 令第八条第一項第三号に定める金額 一人当りの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額七百万円（信用金庫が地方公共団体から資金の預託を受けて会員たる資格を有する者に対して行う当該資金の貸付けについては、一人当りの資金の貸付けの額七百万円）

四 令第八条第一項第四号に定める資金の貸付けを行う期間 自ら

（新設）

を外国子会社（同条第三項に規定する外国子会社をいう。）とする卒業会員（同条第一項第二号に規定する卒業会員をいう。）に対して同項第二号に規定する資金の貸付け及び手形の割引を行うことができる期間（当該期間のうち脱退の時から既に経過した期

間を除く。)